

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十四第

行發日一月四年一十和昭

論叢

ナイトの利子理論

文學博士 高田保馬

學校と課税

法學博士 神戸正雄

貿易構成の變化

經濟學博士 谷口吉彦

時論

税制改革の具體案

經濟學博士 汐見三郎

我が國特有の社會問題としての融和問題

法學博士 山本美越乃

研究

フランスに於ける通貨構成變動の意義

經濟學士 松岡孝兒

價格構成に於ける商業の作用

經濟學士 堀新一

クニースの價值論

經濟學士 出口勇藏

說苑

再保險の損害率について

經濟學士 佐波宣平

賣上税の一側面

經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

税制改革の具體案

沙 見 三 郎

第一序 言

我國に於て行ふべき税制整理は增收を伴ふ根本的のものであり、而して根本的整理の目標は次の四點に之を置くべきである。即ち、第一に動産の課税と不動産の課税との間に權衡を保たしむる事、第二に個人中心の税制と共に法人中心の税制を完成せしむる事、第三に彈力ある財源を保障する租税を取り入れる事、第四に國家財政と地方財政との兩方面を考慮して税制改革を行ふべき事の四點を根本的税制整理の目標としたのである。

高橋財政は税制整理に對してはあまり積極的の態度をとらず、従つて當時に於ては税制改革は明日の問題となつてゐた。圖らずも高橋財政に代り馬場財政が出現する事となり税制改革は焦眉の急を要する今日の問題と化したのである。本誌前號の「税制整理の目標」より更に一步を進めて

| | | 國 税 | 地方税 | 合 計 | |
|-------|------------------|----------------|------------------|---------|---------|
| 收得税統 | 所得税 | 所得税 | 195,888 | 49,515 | 245,403 |
| | | 臨時利得税 | 30,396 | — | 30,396 |
| | | 戸數割 | — | 136,766 | 136,766 |
| | 收益税 | 地租(特別地稅) | 57,922 | 130,292 | 188,214 |
| | | 家屋税 | — | 104,795 | 104,795 |
| | | 營業收益税(營業稅) | 50,500 | 66,152 | 116,652 |
| | | 鑛業税 | 3,903 | 1,951 | 5,854 |
| | | 取引所營業稅 | 2,639 | 524 | 3,213 |
| | 資本利子税 | 14,904 | — | 14,904 | |
| | 動的財産税(相續稅) | 28,934 | — | 28,934 | |
| 計 | 385,136 | 489,995 | 875,181 | | |
| 流通税統 | 財産流通税 | 取引所取引稅 | 13,838 | — | 13,838 |
| | | 噸 稅 | 2,512 | — | 2,512 |
| | 價格流通税 | 印 紙 稅 | 65,764 | — | 65,764 |
| | | 登 錄 稅 | | | |
| 計 | 82,114 | — | 82,114 | | |
| 消費税統 | 國內消費税 | 酒 稅 | 212,562 | — | 212,562 |
| | | 專賣局益金(煙草) | 195,711 | — | 195,711 |
| | | 清涼飲料稅 | 3,537 | — | 3,537 |
| | | 砂糖消費稅 | 78,029 | — | 78,029 |
| | 織物消費稅 | 33,468 | — | 33,468 | |
| 關 稅 | 129,956 | — | 129,956 | | |
| 計 | 653,313 | — | 653,313 | | |
| 雜種稅其他 | — | 138,977 | 138,977 | | |
| 合 計 | 1,120,613 | 628,972 | 1,749,585 | | |

「税制改革の具體案」を練らざるを得ない所以である。

中央財政と地方財政とに通ずる根本的税制整理が問題となつてゐる以上、先づ我國の國税及び地方税の體系及び收入額の全貌を明らかにする必要がある。昭和十年年度豫算に次の數字を拾ふ事が出来る。(單位千円)

租税を收得税系統(八億七千五百萬圓)と流通税系統(八千二百

萬圓)と消費税系統(六億五千三百萬圓)との三つに分ち、國税、地方税、印紙收入、專賣局益金をそれらの系統に所屬せしめ、我が租税體系を論理的に區分したのである。但し雜種税及び其の他の小地方税は區分が困難であるから已むなく一項目に之を收めた。國税十一億二千萬圓、地方税六億三千萬圓、兩者を合計して十七億五千萬圓となる。現に二三億圓の増税が問題となつてゐるが、二億圓ならば一割一分の増税であり三億圓ならば一割七分の増税である。この一割一分乃至一割七分の増税を如何なる方面に之を負擔せしむべきか、これ税制改革の具體案である。

第二 現行税制の修正

税制改革は二段の過程をたどつて之を進める必要がある。第一段は新税制機構を建設すべき基礎工事を一日も早く作る事であつて、新税制を受入れ易い様に現行税制を修正する必要がある。第二段は税制機構の根本的改革である。現行税制の修正が大部分は昭和十二年度より實行出来るに反し、根本的改革は昭和十二年度に一部だけ着手出来るが完成は早くとも昭和十三年度を待たねばならぬ。先づ現行税制の修正の要點を列擧する。

第一は收得税系統であつて、所得税と収益税と相續税との三つに分つ事が出来る。

收得税系統の中で最も重要なものは所得税(一九五、八八八、〇三六圓)であるが、藤井財政の産物たる臨時利得税(三〇、三九五、七九九圓)との關係もあり思ひ切つた大修正を加へる必要がある。動産と不動

産との課税の均衡をはかり法人と個人との租税負擔を調和せしめるが如き、所得税に於て最もよく其の目的を達するのである。原則として法人は其簿記會計の技術が非常に進み稅務當局の追蹤し得る所にあらず個人に比し遙かに軽い負擔で濟ましてゐる有様であるから、第一種所得稅(六八、六五〇、六〇五圓)を修正して相當の増收を期待すべきである。法人の所得の計算方法は個人の其れと異り「財産の評價増評價減」を考慮する事となつてゐる。法人の計算方法を個人に及ぼすか、逆に「總收入より必要經費を控除して所得を計算する」個人の方法を法人に及ぼすか、或は個人と法人との折衷方法を同族會社に適用すべきか等の問題が残されてゐる。動産と不動産との租税負擔の均衡をはかる爲めには第二種所得稅(二五、二五四、七四九圓)を第三種所得稅に合流せしめる事が最大問題である。我國に於ては預金者又は委託者が銀行又は信託會社に要求するサービスとして、稅務官廳に對し業務上の秘密を保つて貰ふ事を望んでゐる事があるが、此點は改めらるべきでなからうか。第二種所得の所得者の氏名が稅務當局に閉鎖せられてゐる現狀に於ては、相續稅の稅率引上を斷念すべく、財産稅や有價證券移轉稅や賣上稅の如き新稅を作つても負擔の不均衡を増すばかりである。第三種所得稅(二〇一、九八二、六八二圓)については、株式配當の全額より利子を控除したる殘額に課税し、「營利の事業に屬せざる一時の所得」を課税し、免稅點を八百圓見當に引下げたる事が考へられる。蓋し、現行の配當金六割課稅主義は極めて根據の薄弱なるものである。又「營利の事業に屬せざる一時の所得」が有名無實とならんとする際であり此の問題も明瞭に解決し以

て財産差増税の思想を多少なりとも成文化する必要がある。免税點千二百圓は高きに過ぎ第三種所得税の納税戸數が全國の五パーセントと云ふ有様になつてゐるから、引下げる必要がある、一見、反社會政策的とも考へられるが、低率の事でもあり、地方によつては免税點以下の小所得に對し不公平なる特別所得税を課する事となつてゐるから、免税點引下は負擔關係の大した攪亂とはならない。尙、國債利子の課税、公益法人産業組合等の中間法人の課税も考へられる。

収益税の中で最も問題となるのは營業收益税（五〇、四九九、九八九圓）である。現行の収益税の中で營業收益税が特に特別所得税的性質を有してゐるから、多少之を除き物税色彩を加味すべきである。其他、百貨店重課其他の方法により中商工業者を保護する事も考へられる。法人（三九、五八四、〇二九圓）と個人（二〇、九一五、九六〇圓）との關係については、所得税と同様の問題がある。資本金子税（二四、九〇三、八一九圓）は第二種所得税と關連してゐる。特に國債利子について、如何にしても所得税が課し得ないものとせば勢ひ資本金子税の税率引上の問題が起つて來るが、小レントナーの立場を考へると簡單には解決出來ないのである。

相續税（二八、九八三、七三八圓）では不動産重課と動産輕課との弊が極端に現はれてゐるから、税率増加の直接方法よりも寧ろ第二種所得税の改正と云ふ間接方法を採用する方が增收の目的を達し易い。即ち無記名證券、銀行預金、信託財産の殆んど大部分が相續税を負擔してゐない現状をどうにか改める必要がある。往々、不動産重課の弊を避ける爲めに現物收納の方法を説く人があ

るが實行不可能である、寧ろ財産評價の際に處分價格の思想を盛る事によつて此點を救ふべきである。地方財政調整交付金の財源として内務省で考へられた案には現行相續税の稅率を二倍にする様な考もあつたが、これでは農村地主を窒息せしめる結果となる。

第二に我國の流通稅系統は八千二百萬圓に止まり所得稅系統と消費稅系統とに比し格段の見劣りがある、負擔公平の爲めにも增收の爲めにも今後にわたり培養して行く必要がある。印紙稅と云ひ登録稅と云ひ取引の補助行爲に課稅してゐる價格流通稅が收入の殆んど全部を占め、取引自體に課稅してゐる財産流通稅は取引所取引稅と噸稅(三、五一、六〇七圓)とがあるのみである。

取引所取引稅(一三、八三七、五四〇圓)の課稅物件は從來は清算取引のみに限られてゐたが、其れを實物取引及び國債證券の取引に擴張し、以て流通稅の發達を進むべきである。稅率引上も考へられるが、增收の目的より云へば場外取引の取締を稅務署に移す事の方が寧ろ重要である。

印紙稅登録稅の收入は不明であるが、先づ印紙收入の八割なりと推定すると、六千五百萬圓と云ふ數字が浮いて來る。印紙稅は評判の悪い稅であり改正の必要がある。登録稅の中で所有權の移轉、抵當權の取得については稅務署をして之を徵收せしむべきである。

第三の消費稅系統は昭和十年度には六億五千三百萬圓の豫算を示し、我が國稅收入の約三分の二を占めてゐる。消費稅系統で特に注目すべきは酒稅と煙草專賣との二つである。

酒稅(二一二、五六二、三五九圓)をめぐつては、庫出課稅と從價稅と酒精度數の改正等の古くて新しい

問題が多いが、此際に解決をした方が得策である。非常時に備へる爲め酒税に弾力ある財源を期待するのであれば、此等の問題を一舉に解決して置くか又は專賣に進むかの何れかによらねばならぬ。特に庫出課税が實現すべくして實現しなかつたのは経過期間の財政の遣り繰りのつかぬ爲めであつたが、此際に大乗の見地から其の位の犠牲を拂つても差支へなからう。税率の増加は麥酒の方が日本酒よりも可能性に富んでゐる。日本酒は年々五百萬石の造石數を維持し人口の増加あるに拘らず少しも伸びないから、税率を引上げて増收の望みが少いのである。

砂糖消費税（七八、〇二九、三三五圓）に於ては色相の課税標準を改める問題があり、水飴サツカリン課税も併せ考ふべきである。

織物消費税（三三、四六七、八二二圓）の税率を引上げ、メリヤス・フェルトに課税する事も研究すべきである。

煙草專賣（二九五、七一、四九三圓）の値上げも有力なる財源であるが、價格政策を餘程上手に行はないと消費の中心が下級品にうつり却つて藪蛇の結果を來たす虞がある。

第四に地方税系統の修正を徐々に行ふ必要がある。租税總額於ては國税が地方税よりも大であるが、所得税系統に於ては寧ろ地方税が國税を壓してゐる。現に昭和十年度豫算について見るに、所得税の國税が一億九千六百萬圓なるに對し、地方税（戸數割を含む）は一億八千六百萬圓である。營業收益税の國税は五千萬圓なるに對し、地方税（營業税を含む）は六千六百萬圓である。地租の

國税は五千八百萬圓なるに對し、地方税(特別地税を含む)は一億三千萬圓に上る。之に家屋税一億五百萬圓、雜種税一億五百萬圓はすべて地方税である。直接國税三億五千五百萬圓(臨時利得税を含まず)に對し地方税六億二千九百萬圓と云ふ有様である。

地方税系統を修正する具體案としては、地方税の中の特別税即ち戸數制と家屋税と雜種税とを整理する事、國税附加税を廢止し同額の租税を國に於て徵收し其の税額より徵收に要する費用を控除したる殘額を地方團體に交付する事、國税附加税以外に現行地方税中主なる種目につき之を國に於て徵收したる上で地方に交付する事等が考へられる。かくて中央税制と地方税制とに通じたる根本的改革の素地を作る事が出来る。交通機關發達し社會情勢經濟情勢の一變したる今日に於て、昔ながらの府縣單位又は市町村單位の特別税制度及び附加税制度を推持してゐる事が行詰りの原因となつてゐるのである。

第三 税制機構の根本的改革

税制機構の根本的改革は現行税制の修正と平行して又は現行税制を修正して後に行はれるものである。故に時間的に見て現行税制の修正より遅れるものであり又遅れる方で財界の衝擊を避ける意味に於て妥當である。

税制機構の根本的改革と云ふのは「中央財政と地方財政とを根本的に立て直さん」とするのであ

つて我が税制の劃期的改革を目標としてゐる。即ち地方附加税を全廢し家屋税を地方團體より切り離して國家に移管し、國家は其の徵收したる税額の中より收益税(地租、家屋税、營業收益税、資本利子税)を地方財政調整基金なるプールの中に組み入れるのである。地方團體には比較的僅少なる人税と物税とを留保し、其の不足分は其の地方財政調整基金なるプールより之を仰ぐ事となるのである。國家は收益税の財源を地方に交付する代りに、財産税と賣上税との何れか又は兩者を新設し此の不足財源を補充する事が考へられる。財産税と賣上税とは我國に於ては未だ嘗て採用せられなかつた租税であるから、之が立法は極めて慎重たるべく其の税率の如きも出來るだけ低き率より出發する事が必要である。従つて此の兩税は平時は小額の收入に止まるも、非常時に際し伸張力を有する點に特色を有せしむべきである。「現行税制の修正」に於て述べたる所は重複を避けて之を省略し、専ら其他の部分につき素描を試みる。

第一に收得税系統に於ては家屋税の移管と財産税の新設とが問題となる。

家屋税(二〇四、七九五、四三八圓)は現行税制では道府縣税(三九、七二六、一六七圓)を本税とし市税(四八、五二六、八八九圓)及び町村税(一六、五四二、三八二圓)を附加税としてゐるが、此を國税に移管し以て國税としての收益税(不動産收益税としての地租及び家屋税、動産收益税としての資本利子税、營業收益税)を完備すると共に、收益税の收入は凡て地方財政調整基金に組み入れ地方に交付して地方財政の調整にあてる。家屋税の課税標準たる家屋賃貸價格と課率とが道府縣により異り附加税率

が市町村により異つてゐる事より生ずる弊害はこの改正により一掃せられる事となるのである。

我國に於ては動的財産税たる相續税はあるが、靜的財産税たる財産税は之を欠いでゐた。財産税は封建時代の遺物たる舊税に止まる事もあり、近代經濟社會の新税たる事もあるが、茲には後者を問題とする。財産税は更に之を分つて名義上の財産税と實質上の財産税とする事が出来るが、今問題となつてゐるのは臨時税たる實質上の財産税でなくして經常税たる名義上の財産税である。次に財産税の税制上の地位であるが、所得税の補充税として収益税の代りに置く場合もあり、又は非常時財源涵養の意味に於て収益税と併せ設ける場合もある。何れにしても財産税は弾力性ある租税なるが故に、幾多の短所あるに拘らず特に國税として先例の少い弱味あるに拘らず、捨て難いものである。財産税を採用するのであれば第一に財産評價を正確に行ふべく、恰も獨逸財産税法 (Vermögenssteuergesetz) がライヒ評價法 (Reichsbewertungsgesetz) 其他の詳細なる準備工作を必要とした事を考へねばならぬ。大正九年の臨時財政經濟調査會の財産税は個人のみを對象とし最低千分の四より最高千分の十にまで及ぶ超過額累進税率を採用してゐた。もし我國に財産税を新設するのであれば、税率は極めて低き比例税率たるべく實質上の財産税となつてはならぬ、最初は私有財産のセンサスの費用を償ふ程度で満足すべきであらう。財産の評價には處分價格を原則とし不動産が重壓を受ける事を避ける。財産税の納税義務者は個人と法人との兩方面にわたるべく、兩者の調和については考慮を必要とする。然し「現行税制の修正」に於て説明したる

が如く第二種所得の所有者の氏名が稅務當局に明かとならない現狀であると、財産稅には餘りの期待をかけられないかも知れない。

第二に流通稅系統の開拓については今後にわたり相當の努力を拂ふ必要があるが、先づ問題となるのは賣上稅と有價證券移轉稅との二つである。

賣上稅も財産稅同様に批難の高い租稅であるが、財政收入を多額に齎し且つ彈力性を有するものとして三十數ヶ國に採用せられ財政上に於て重きをなしてゐる。賣上稅は低率の比例稅たると共に消費稅の如く轉嫁する事なき様にする必要がある。又、多數當事者の手を通る回轉度數の多き商品と一貫産業の下に於て回轉度數の少き商品との課稅の釣合につき適當なる考慮を必要とす。次に、流通稅を一たび課せられたる物件に對しては、たとへ其れが價格流通稅たる則ち財産流通稅たるを問はず賣上稅を免すべく、二重課稅たる事を避けねばならぬ。賣上稅は財産稅同様に非常時に用ひられる傳家の寶刀であつて、平時は極めて小額の收入で満足すべきである。非常事件が勃發し國家經費の膨脹するに反し國家收入が一向に伸びない時に至り、始めて稅率を動かして增收をはかる爲めに之を用ふべきである。

流通稅系統は―租稅總額の四・七パーセント、國稅の七・三パーセントに止まり―我國に於て發達の最も幼稚なる方面であるから、無準備に賣上稅を採用するのは早計であるかも知れない。先づ印紙稅を根本的に改めるとか、有價證券移轉稅を新設するかして、徐々に流通稅系統を整へ、

其の基礎の上に賣上税を築くべきである。然し有價證券移轉税にしても課税技術が中々困難である。無記名證券の移轉、白紙委任狀付の株式の移轉等は如何にして之を捕捉すべきかが問題である。獨逸では資本流通税として會社税と有價證券税と取引所取引税とが設けられてある。

第三に消費税系統に於ては砂糖專賣と酒專賣とが考へられる。專賣の財政的意義は平時に於ては頗る疑問とせられ往々にして、「士族の商法」なりと批難する人がある程である。專賣を始めた最初の間は常に相當の収益を擧げるのであるが、時を経るに従ひ財政收入の目的が薄らぐ事となる、即ち專賣事業關係者が事業を愛するの餘り事業収益を一般會計に注ぎこむのを好まなくなり、社會政策目的又は公益目的を重んずると逆比例して財政收入目的を日に輕ろんずる虞がある。其結果として「事業を民間に任した時に得る消費税收入」と「專賣益金」とは大差ないのであるが、「所得税、營業收益税、地租、家屋税等」に當る分に至つては國家地方團體の損失になりはしないかとの批難も起り得るのである。然し俄かに大なる收入を必要とする時に、消費税を大幅に引上げる様な事があると需要の減退を伴ふ事となり其の目的を達し難いから、寧ろ專賣課税の方法を採るのが目的にかなふのである。砂糖專賣と云ひ酒專賣と云ひ、其の創業に際しては巨額の禁業交付金と徴收補償金とを交付公債の形に於て當業者に與へる必要がある。従つて專賣實施の問題は赤字公債消化力の問題とも密接なる關係を有してゐる。

酒專賣は臺灣に其の先例があるから之を參照する必要がある。臺灣の酒專賣の範圍は廣く酒精

及び酒精含有飲料並に白糶、紅糶、酒母、醪の島内の製造及び販賣に亘るを原則としてゐるが、持越酒（專賣制度實施前の酒類は自由販賣をゆるす）と酒精（酒精の製造及び島外販賣は民營を認め島内販賣のみを專賣とする）と麥酒（製造は民營を認め販賣のみを專賣の範圍におく）とに例外を認めてゐる。臺灣の酒專賣が成功した原因として、一、專賣前に於ける酒造業が資本充實せず従つて禁業交付金、徴收補償金等の創業費が少くてすんだ事、二、專賣前の酒造業が技術的に幼稚なりし爲め專賣後の改善の効果を充分に發揮し得たる事、三、消費數量が小にして事業の統制が比較的容易に行はれし事、四、製造酒類の大部分が蒸餾酒並びに再製酒にして清酒の如くに變質腐敗の虞あるものが一部分に過ぎず、従て專賣に適してゐる事が擧げられてゐる。内地の酒類の大部分を占むるのは清酒であつて上述の四つの條件のいづれにも該當しないのである。麥酒專賣、燒酎專賣、理研酒專賣等も一應は調査して見る必要がある。

第四に地方税制の根本的改革を考へねばならぬ。同じ地方團體と云つても府縣と市町村によつて財政機構を異にすべく更に大都市と其他の市町村とにより異なる税制を採用すべきである。結論を端的に云へば、府縣税を廢止し市町村税を僅少なる人税（戸數割又は特別所得税の如き）と物税（特別地税、營業税、雜種税の如き）とに止め、府縣費の全部及び市町村費の大部分は地方財政調整基金なるプールより支給する交付金によつて之を賄ふ事とする。而して其のプールの中には地租と家屋税と營業收益税と資本利子税との収入を加へる。交付金を府縣及び市町村に分配

する方法は三段に分れる。第一次は徴收金額であつて、此等の収益税の大部分は其の徴收せられし府縣市町村に戻すのである。第二次には人口を用ひ、人口に比例して収益税の再分割を試みる。第三次は必要の程度であつて富裕なる地方に少く分配し、窮乏の地方に多くを分配する。

新税としては上述の財産税、賣上税、有價證券移轉税の外に、奢侈税、化粧品税、ガソリン税、自動車税、燐寸税、保険税、俱樂部税、富籤税が考へられるが、此等の新税に大した収入を望み得るか否か疑問である。舊税の復活としては通行税、醬油税、綿織物消費税、賣藥税が其の候補に上る譯である。通行税は廢止當時に比較すると定めし多くの增收を齎す事であらう、蓋し最近の大都市生活に於ては住宅地と勤務場所との間に相當の距離あり従つて都心と郊外との間には交通機關による人口の振子運動が晝夜二回繰り返へされるのである。即ち市内と郊外との交通に對し相當巨額の課税をなす事が出来る。醬油税は當業者の多くが舊税の復活を希望するか或は少くとも舊税の復活に反對しないから、實行が容易である。勿論、當業者は課税それ自體を望んでると云ふよりも、寧ろ敵本主義的に稅務監督局の手を通じて業界の統制をはからん事を期してゐるのである。綿織物消費税の復活は、綿織物の地位が廢止當時と今日と變つてゐる事より主張せられてゐる、特に人絹との比較が有力なる論據となつてゐる。賣藥税も確實なる財源として廢止を惜しまれてゐるのである。然し此等の舊税は何れも人頭税的色彩を有し租税それ自體の短所が餘りにも大なりし爲め廢止せられたものであり、更に一旦廢止せられたと云ふ歴史的事情は當時

の廢止賛成者をして其の採用を一層躊躇せしめるのである。此等の舊税の復活は最後の切札であつて、現行税制に修正の餘地が無くなつた場合か或は適當なる新税を創設する見込が無くなつた場合とかに、始めて行はるべきものである。

第四 税制改革と稅務當局

税制の根本的改革はもとより、現行税制の修正と雖も議會の手を通じて慎重に之を行ふ事となつてゐる。然し議會が税制改革の新立法をなした所で之を實行するのは稅務當局である。税制改革を折角の條文に書き流した所で、稅務當局が此の新税法を消化し切れないと税制改革は畫ける餅に外ならない。茲に税制改革は稅務行政の刷新せられる事を當然に豫想するのである。稅務行政の刷新は更に分れて、稅務官吏の向上と稅務行政機構の改組との二つの問題となる。

大都會の稅務署では署長は必ず第三種所得税の納税者であるが、其れ以外の人の大部分は第三種所得税の免稅點以下の俸給を受くるに止まり直接税を少しも納めてゐない現状である。租税を少しも納めた事の無い人にどうして納税の苦痛が理解出來ようか、茲に不當課税が起り疑獄が生じ官民相互の反目を大とする。今や増收を伴ふ根本的税制改革を行はんとする時であるから、稅務行政に相當の費用を注ぎ込み稅務官吏の向上をはかると共に租税技術を改良する必要がある。特に直接税の徴收については納税者の申告を原則として承認する事として税額を決定し、

官民相互の間の紛争を避けねばならぬ。かの個人營業收益税の決定の如き最も感情の衝突を來すものであるから、課税技術上に充分の注意を必要とする。

もう一つの稅務行政刷新の方法として、稅務行政機構の改組を考へる事が出来る。稅務署又は稅務監督局をして現狀通りに内國稅専門の役所として續けて行くか、又は財務署又は財務監督局として財政金融の全般の事務を掌らしむるか少くとも現在の役目を擴張して行くかが第一の問題である。具體的に云へば稅務署又は稅務監督局と稅關、專賣局、銀行局等との關係をどうするかを考へねばならぬ。現在のまゝ内國稅専門の役所として續けるにしても其の地理的區域につき考へるのが第二の問題である。第三に稅務署又は稅務監督局の内容及び管轄區域を現在のまゝとしても稅務行政機構の合理化につき問題が起る。稅務の合理化は稅務官吏の向上の問題と關連するのであるが、稅制改革が行はれば行はれるほど其の改革が根本的であればあるほど必要となつてくる。特に國家の稅制が地方の稅制に喰入る様な改革が豫想せられるのであると、稅務の合理化を行ふ事によりて其の全能率を發揮せねばならぬ。

馬場財政が稅制改革を旗印にかゝげ、增收を伴ふ稅制改革の必要に對し國民の自覺を促したの
は、我國將來の爲めに喜ぶべき傾向である。折角の此意氣込みを實行に移す爲めに、第一には新
稅法案を議會に提出して成立せしめる必要があり、第二には稅務當局の努力によつて此の新稅法
の實を結ばしむる必要がある。